

2 日 目

令和元年 1 2 月 1 1 日

午前 1 0 時 0 0 分

議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は 6 名であります。よって会議を再開いたします。

日程に従いまして、議案審議を行います。

議案第 1 号を議題に供します。

事務当局の説明を求めます。

企画財政課長

岩 淵 健 君

議案第 1 号 専決第 6 号令和元年度今別町一般会計補正予算
(第 5 号)

議長

議案第 1 号を審議願います。

2 番議員。

2 番

田 中 哲 也 君

おはようございます。

11 ページです。一般管理費、旅費、陳情等旅費 29 万 9,000 円上が
っていますけれども、陳情何回行っこのこの値段になるんですか。

議長

総務課長。

総務課長

嶋 中 拓 実 君

すいません、陳情の回数は把握していませんので、後ほどでい
いますか。回数はちょっと。

議長

ほかにありませんか。

4 番議員。

4 番

成 田 精 市 君

11 ページで、イルミネーション設置委託料ということで 166 万円
出ていますけれども、この事業はことしでたしか 3 年目ぐらいに

	なと思うんですけれども、町としての狙いはどんなところを考 えて行っているのかお答えください。
議長	太田補佐。
企画財政課補佐	太田 和泉 君 9月の定例議会でも説明しましたがけれども、こちらは県の補助 金を活用した事業になっています。それで、一応開業5周年まで はこの事業は続けたいということで県とも話をして、その分、補 助金をもらえるようには話をしております。以上です。
議長	4番議員。
4番	成田 精市 君 わかりました。
議長	ほかにありませんか。
議員一同	ありません。
議長	議案第1号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号を原案どおり承認することにご異議 ありませんか。
議員一同	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって議案第1号は原案どおり承認され ました。【10:09】 議案第2号を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
総務課補佐	佐渡 慶剛 君 議案第2号 今別町職員の配偶者同行休業に関する条例の制 定について
議長	議案第2号を審議願います。

	ありませんか。
議員一同	ありません。
議長	議案第2号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号を原案どおり可決することにご異議 ありませんか。
議員一同	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決され ました。【10:12】 議案第3号を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
総務課補佐	佐渡 慶剛 君 議案第3号 今別町職員の高齢者部分休業に関する条例の制 定について
議長	議案第3号を審議願います。 1番議員。
1番	太田 英一 君 これ5分単位とあるんですけれども、こんなに小さく刻んだ理 由は、当町の理由なのか、それとも国とか県からの原文がそうな っているのか、その辺確認したいんですけれども。
議長	佐渡補佐。
総務課補佐	佐渡 慶剛 君 国・県、ほかの自治体もそうですけれども、5分単位でという ことになっています。
議長	1番議員。
1番	太田 英一 君

	5分単位って非常に難しいと思うんですけども、これ実際運用の段階で、例えば4時55分から5分間休業とかという運用の仕方もあるんですか。
議長	佐渡補佐。
総務課補佐	佐渡 慶剛 君 細かくは中身のほうにうたっていませんので、できると思います。あくまでも本人の申告といいますか、本人の責任において5分なり10分なりという申告をしていただくというやり方になります。
議長	1 番議員。
1 番	太田 英一 君 5分単位でやって、給料カットもこれに含まれていますよね、ここの中にね。給料計算は5分単位でやればどんなですか、ちょっと大変だね。
議長	佐渡補佐。
総務課補佐	佐渡 慶剛 君 計算の方法は細かくあるんですけども、例えば12月なら12月に5分単位で10日間例えば休業したということであれば50分、1週間の時間の中でその50分を計算してその分を減額するというような形になります。あくまでもその積み重ねという捉え方です。
議長	1 番議員。
1 番	太田 英一 君 わかりました。原則はわかりましたけれども、運用に当たっては職員に不利にならないような運用をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。
議長	7 番議員。

7 番

福士 和比古 君

同じところで、該当するかどうかわかりませんが、休業届とかそういったこと、詳しくはわからないんですが、全般的に、もちろん名前は出しませんが、出張、青森市内とかに出張があったときに、午後からの会議なのに朝間から出かけるとか、午前中で終わっている会議、午後から役場に出ていないとか、そういった声が非常に聞こえてきたんですが、この辺具体的にはどうなっていますか。それきちっと休業届とかちゃんと出しているのかどうなのか、それは把握できていますか。本人の自覚的な問題という答弁がありましたけれども、その辺いかがですか。

議長

総務課長。

総務課長

嶋中 拓実 君

今の出張という関係だと思いますが、青森市内で午後 1 時に会議ある場合は、食事も入れまして 2 時間ほど通勤というか、11 時ごろ立つようにしています。ただ、その午前中に関しましては、時間休、年次休暇なり振りかえ休暇なりとして今現在対応しております。

議長

7 番議員。

7 番

福士 和比古 君

この問題、ちょっと大きな問題で、大分前から聞きたいなと思っていたんですが、きちっと自分も手元に調べたものがないもので、職員にあらぬ傷をつけても困ると思って今までは遠慮していたんですが。後で今の答弁とは若干違ってくると思うんですが、拡大でいきますと、時間休でちゃんと届けているかどうか、あらかじめ届けているのか、後で届けているのか、それ確認できますか。例えば今の総務課長の答弁は、食事も兼ねて 2 時間程度は云々ということがありましたけれども、朝間からいなくて、午後からは会議に出たとか、午前中で終わっているものが、へばまた午前中で終わってまた食事して 2 時間差っ引いても、それでもあと 3 時間残っているので、実際は役場に出て仕事をしなければならないが、出ていない者が多いという話が日常的に聞かれます。この辺把握できますか。

議長

総務課長。

総務課長

嶋中 拓実 君

今の福士議員の質問については、今現在の議案第3号と若干異なるとしますので、この件に関しては文書で後ほど報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

7番議員。

7番

福士 和比古 君

文書報告と言われれば、確かにこの件で言うべきことではないと思うんですが、具体的にどこにしゃべればいいかなというのをはつきり私は把握できないもんですから、今たまたま休業という言葉のところで言ってしまったんですが、もうちょっと話し合いできないでしょうかね。ただ文書で後ほど報告しますってば文書で出してくればそれで終わってまるんです。

もう少し勤務時間、職員の勤務時間というものをきちっと守っていただきたい。本当はそこを言いたいんです。それが役場内ではちゃんと総務課長、町長のところまでそういったものが届いているのかどうなのか。年間まとめてでなくて、1件1件ごとにそういったものが出ているのか、その辺もう一度答弁願います。

議長

総務課長。

総務課長

嶋中 拓実 君

今の質問についてなんですけれども、課長補佐までは各課長の決裁になっております。課長につきましては総務課長のところまで決裁来ております。私のところに来ている場合は、きちんと出張の時間、何時から会議ですというのはデスクネッツとかに入っておりますので、その前に行ったりしている人については時間休をとっております。

ただ、今ここで、現在各課の課長補佐以下の職員については私のところに来ていませんので、それはちょっと今答弁しかねます。

議長

7番議員。

7 番	福士 和比古 君 わかりました。じゃ各課長ごとに、課ごとにそういったものがあつたら、そんなに時間かからないでまとめることができるのでしたら、後ほどで結構ですから書面で報告してください。 終わります。
議長	ほかにありませんか。
議員一同	ありません。
議長	議案第 3 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 3 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。
議員一同	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案どおり可決されました。 【10:23】 議案第 4 号を議題に供します。 事務当局の説明を求めます。
総務課補佐	佐渡 慶剛 君 議案第 4 号 今別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議長	議案第 4 号を審議願います。 1 番議員。
1 番	太田 英一 君 この条例も先ほどの条例と同じく、運用が非常に難しく、勤務命令の把握、勤務内容の把握というのが、課長とかそういう命令権者に非常に大きく重い責任が課されると思うんですけども、その点についても運用上の何といたしますか、モラルといたしますか、そういうものをきちんと把握できるような体制、連携体制を構築する考えはあるのでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

嶋中 拓実 君

今の質問についてなんですけれども、各課において、課長、また課長補佐は部下職員をきちっと面倒というか、見ています。ただ、今言ったように、時間外命令とかについては内容を確認して、30分単位なんですけれども、そういうのを確認して、きちんと時間外命令を先にもらって、そういう対応をしています。結構時間が延びるようになりますとみんなで一緒に、課の職員が一緒になって仕事をしたり、その人の負担にならないようにしているかと思っています。

議長

1 番議員。

1 番

太田 英一 君

課の仕事は課の連係プレー、行政の仕事は職員全員の連係プレーということが非常に大事です。そういう観点から、今現在、今別町に許されている職員数で現状の仕事を完璧にこなすというのは、勤務時間内に完璧にこなすというのは非常に難しい現状にあるかと思っていますけれども、皆さんの努力でなるべく時間外の勤務日数、時間を少なく努力して頑張っていただければなと思います。よろしくお願いします。

議長

ほかにありませんか。

議員一同

ありません。

議長

議案第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

議員一同

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

【10:29】

	議案第 5 号を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
町民福祉課補佐	山崎 真直 君 議案第 5 号 今別町印鑑登録及び証明書に関する条例の一部を改正する条例について
議長	議案第 5 号を審議願います。 ありませんか。
議員一同	ありません。
議長	議案第 5 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 5 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。
議員一同	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案どおり可決されました。 【10:32】 議案第 6 号から議案第 8 号は、内容同種のため一括議題といたします。 事務局の説明を求めます。
総務課補佐	佐渡 慶剛 君 議案第 6 号 今別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 7 号 今別町特別職の職員の給与条例の一部を改正する条例について 議案第 8 号 今別町職員の給与条例に関する条例の一部を改正する条例について
議長	議案第 6 号を審議願います。
議員一同	ありません。

議長	議案第 6 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 6 号を原案どおり可決することにご異議 ありませんか。
議員一同	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案どおり可決され ました。【10:38】 議案第 7 号を審議願います。
議員一同	ありません。
議長	議案第 7 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 7 号を原案どおり可決することにご異議 ありませんか。
議員一同	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって議案第 7 号は原案どおり可決され ました。【10:38】 議案第 8 号を審議願います。
議員一同	ありません。
議長	議案第 8 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 8 号を原案どおり可決することにご異議 ありませんか。
議員一同	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案どおり可決され ました。【10:39】 議案第 9 号を議題に供します。 事務当局の説明を求めます。
総務課補佐	佐渡 慶剛 君

	議案第 9 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について
議長	議案第 9 号を審議願います。
議員一同	ありません。
議長	議案第 9 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 9 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。
議員一同	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって議案第 9 号は原案どおり可決されました。【10:41】 議案第10号を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
企画財政課補佐	太田 和泉 君 議案第10号 青森市及び今別町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
議長	議案第10号を審議願います。 ありませんか。 1 番議員。
1 番	太田 英一 君 この連携中枢都市圏、今別と青森市、他の例えば外ヶ浜とか蓬田とかも個別にこれは締結するというものなんでしょうか。
議長	太田補佐。
企画財政課補佐	太田 和泉 君 東青地区が今回の青森圏域の連携中枢都市圏になっております。

議長

1 番議員。

1 番

太田 英一 君

確かに中枢都市である青森市との連携は非常に大事です。近隣町村との連携もまた欠かせないことかと思えます。それで、これ個別に提携する理由は、理由というか、メリットは何かあるということでこういう形なのでしょうか。

議長

太田補佐。

企画財政課補佐

太田 和泉 君

こちらの中心が青森市ということで、青森市が行っている事業を圏域まで広げて、例えば今別町でしたら移住定住を今課題にしておりますので、そういった部分を青森市の事業と一緒に連携してやっていくことで、もっと事業の取り組みの幅を広げていくということになっております。

個別の各事業、今あわせて策定中なんですけれども、そういった形で、農業、福祉、いろいろな分野で今後連携していくと思っております。

議長

1 番議員。

1 番

太田 英一 君

個別連携で個別の対応ができるというメリットはあろうかと思えます。この協約締結に当たって、いろいろとまた行政のほうでは、事務量といいましょうか、そういう先を見る目といいましょうか、そういうものも非常に大事になってこようかと思えますので、その点、近隣町村との連携も欠かさず、青森市と密なる連携を図っていただきたいと思います。以上です。

議長

7 番議員。

7 番

福士 和比古 君

これから、各自治体が人数も少なくなっている、同時に企業も少なくなっている、そういう点では圏域的な大型のもの

をつくっていくということは非常に大事なことだと思います。

ただ、これからこういった形で事業を広域的なものとして圏域でやるとすれば、昔からのならわしとして、どうしても大きいところに飲み込まれるみたいなものが多いです。これはもちろんこれからの事業体系のことを論じていくわけだと思うんですけども、よほど我が町としては小さい自治体としてよくよく勉強しながら、我が町をどういうふうにしてPRしていったらいいのか、会議に臨むにつけても非常にこれから大事なことになるかと思いますが、その辺のところを町長初め職員、関係職員には特に気をつけて会議に臨んで、我が町を何としても他の大きなところに引き込まれないように、これから頑張っていただきたいと思っています。

議長

ほかにありませんか。

議員一同

ありません。

議長

議案第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第10号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

議員一同

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決されました。【10:50】

本日はこれをもって散会いたします。【10:51】